

TAKATA AIRBAG INJURY TRUST

TRUSTEE

タカタ製欠陥エアバッグ被害者に日本の保険会社の追い打ち

【ウィルミントン（米デラウェア州）2020年8月20日PR Newswire＝共同通信JBN】タカタ製エアバッグ不法行為補償信託基金（Takata Tort Compensation Trust Fund）は、タカタの日本の保険会社の1社である東京海上日動火災保険に対し、タカタの連邦破産法11条に基づく再建計画と認可命令を発動し、タカタ製欠陥エアバッグインフレーターの影響によって負傷、または死亡した米国の数百人の被害者への賠償金支払いを求める法的措置を取った。これは、タカタ製欠陥エアバッグインフレーターに関連したタカタの日本の保険業者に対する同信託基金による初の法的措置である。

タカタ株式会社の米国子会社の破産手続きで提示されたこの申し立ては、破産前のタカタに製造物責任保険を提供した東京海上が単にその保障義務を逃れ、タカタの破産の恩恵を得ようとして、保険契約によるタカタの保険金請求権を信託基金に移転するデラウェア州破産裁判所の再建計画を拒否したと主張している。東京海上は、タカタが連邦刑事起訴で有罪を認め、破産を申請するまでに、タカタから何百万ドルもの保険料を受け取っており、信託基金の申し立ては、タカタによる人身傷害と不法な死亡の被害者の賠償に充てられるべきだと主張している。

申し立てで詳述したように、再建計画はタカタが製造・販売したエアバッグで負傷、または死亡した被害者の賠償請求の処理と支払いのために、信託基金を設立した。再建計画は、同基金がタカタの製造物責任保険の権利と収益によって資金の潜在的に大半を賄うことを見込んでいた。このため、再建計画はすべての保険に基づくタカタの請求権を再建計画の発効日以後、信託基金に対する被害者の請求に適用できるよう移転した。

保険請求権の移転条項はタカタと被害者の真剣な交渉の成果であり、大規模で複雑な破産処理の迅速な解決と被害者の迅速で正当な賠償受け取りを確保するものである。2017年2月の再建計画承認に際し、破産手続きを管理する判事は、このような複雑な訴訟をほとんど総意により非常に早急に合意に達するのに必要な努力を強調、あらゆる関係者の取り組みを称賛した。

信託基金が支払い請求に対応する現有資産は限定的なため、タカタ製品の被害者はこれまで請求額の一部しか受け取っていない。東京海上はいまや、保険契約に基づき、請求者に保険金を支払う義務はないと主張し、被害者に損害を与えている。同社は、タカタの破産以前には、タカタに対するこのような請求に応じてきた事実にもかかわらず、である。

信託基金は15日に提出された申し立てで、破産裁判所に対し、信託基金が保険に基づくタカタの請求権の保有者であることを認めて再建計画の保険金請求権移転条項に従うよう東京海上に命じ、裁判所命令に違反した同社に対して申し立ての法的費用弁済を含む制裁を科すよう求めている。

タカタ製エアバッグ不法行為補償信託基金管財人のEric D. Green教授は「再建計画に基づき保険金請求権の信託基金への移転に従うことを東京海上が完全に拒否」したため、この法的措置を取らざるを得なくなったと伝えた。教授は「この時限爆弾を作り、安全装置として人々の車に装備したタカタの無謀な行為は確かに悪いが、追い打ちをかけて、タカタの日本の保険会社は保険契約の義務と破産裁判所の命令の順守を拒否している。これは、負傷し、身体障害を負った米国の被害者に対する東京海上の行為による恥ずべき驚くべき攻撃である」と述べた。

タカタ製エアバッグ不法行為補償信託基金のGilbert LLPが主任弁護士、Brown Rudnick LLPが共同弁護士として申し立て代理人を務める。

▽問い合わせ先

Counsel for the Trust:

Kami Quinn

Gilbert LLP

700 Pennsylvania Avenue, SE, Suite 400

Washington, DC 20003

quinnk@gilbertlegal.com

+1-(202)-772-2200

--

David J. Molton

Brown Rudnick LLP

Seven Times Square

New York, NY 10019

dmolton@brownrudnick.com